

(告示第一号)

国立国会図書館法第二十五条の三第三項のインターネット資料等に関する件

(平成二十二年一月二十二日制定)

(国立国会図書館法第二十五条の三第三項のインターネット資料)

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の三第三項のインターネット資料は、次の各号に掲げる出版物と同等の内容を有するものであつて、国立国会図書館の館長が自動収集プログラム(法第二十五条の三第一項に規定するインターネット資料を自動的に収集するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。))をいう。以下同じ。)によつては法第二十五条の三第一項の記録を行うことができないものをいう。

一 年鑑、要覧及び職員録

二 業務報告

三 予算書及び決算書

四 統計資料

- 五 官報、法令集、規則集及び判例集
- 六 法律解説書
- 七 目録及び書誌類
- 八 議会資料
- 九 基本計画書
- 十 政策評価書
- 十一 財務諸表
- 十二 調査報告書
- 十三 学術上の論文に係る出版物
- 十四 広報資料
- 十五 講演会、展示会等の関係資料
- 十六 審議会等の関係資料
- 十七 その他前各号に準ずる出版物

(国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程第二条の基準)

2 国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程(平成二十一年国立国会図書館規程第五号)第二条の基準は、国立国会図書館の館長が自動収集プログラムにより法第二十五条の三第一項の記録を行うことができることとする。

附 則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。